

首都大学東京法科大学院  
年次報告書(自己点検・評価報告書)

2010 年度版

首都大学東京社会科学研究科専門職学位課程法曹養成専攻

## <目 次>

1. 法科大学院の現況 .....	1
2. 単年度評価の結果 .....	9
3. 外部評価結果について .....	1 2
4. 教員の業績及び社会貢献活動 .....	1 4

## 1. 法科大学院の現況

### (1) 設置者

公立大学法人首都大学東京

### (2) 教育上の基本組織

首都大学東京 大学院社会科学研究科 法曹養成専攻

### (3) 教員組織 (2011年3月末日)

2010年度においては、専任教員15名(うち、みなし専任教員3名)、兼任教員13名、兼任教員16名で、法科大学院における教育を実施した。

#### 【2009年度教員一覧】

教員名	職名	分類	専攻	その他特記事項
饗庭靖之	教授	みなし専任	民法	実務家教員。学位授与機構基準要綱の基準上は「兼任」
石崎泰雄	教授	専任	民法	
大橋 弘	教授	専任	民法・民事訴訟法	実務家教員
笠井治	教授	みなし専任	刑事訴訟法	実務家教員
川村栄一	教授	専任	租税法	実務家教員
木村光江	教授	専・他	刑法	法曹養成専攻長
酒井享平	教授	専任	独占禁止法	実務家教員
篠田昌志	教授	専任	民法	
富井幸雄	教授	専任	憲法	
潘阿憲	教授	専・他	商法	
前田雅英	教授	専・他	刑法・刑事訴訟法	
眞鍋美穂子	教授	専任	民事訴訟法	実務家教員(裁判官)
峰ひろみ	教授	専任	刑事訴訟法	実務家教員
我妻学	教授	専任	民事訴訟法	
徳本広孝	准教授	専任	行政法	
大杉寛	教授	兼担	行政学・都市行政論	
深津健二	教授	兼担	消費者法	
星周一郎	教授	兼担	刑法	
森山茂徳	教授	兼担	比較政治	
矢崎淳司	教授	兼担	商法	
天野晋介	准教授	兼担	労働法	
桶舎典哲	准教授	兼担	民法	
尾崎悠一	准教授	兼担	商法	

門脇雄貴	准教授	兼担	行政法	
木村草太	准教授	兼担	憲法	
谷口功一	准教授	兼担	法哲学	
堤健智	准教授	兼担	民法	
山神清和	准教授	兼担	知的財産法	
安達栄司	講師	兼任	民事訴訟法	
岩出誠	講師	兼任	労働法	実務家教員
上野泰男	講師	兼任	民事訴訟法	
河村俊哉	講師	兼任	刑事訴訟法	実務家教員（裁判官）
川本淳	講師	兼任	会計学	
神前禎	講師	兼任	国際私法	
工藤莞司	講師	兼任	知的財産法	実務家教員
倉田博史	講師	兼任	統計学	
清水俊彦	講師	兼任	企業法務	実務家教員
竹下啓介	講師	兼任	国際私法	
野村秀敏	講師	兼任	民事訴訟法	
藤本亮	講師	兼任	法社会学	
渕倫彦	講師	兼任	法制史	
堀田周吾	講師	兼任	刑事訴訟法	
松山恒昭	講師	兼任	民事訴訟法	実務家教員
森肇志	講師	兼任	国際法	

#### (4) 収容定員及び在籍者数

収容定員 195名（入学定員65名）

2010年度在籍者数 144名（うち1名は9月に修了、58名は3月に修了）

#### (5) 入学者選抜

##### a) アドミッション・ポリシー

首都大学東京法科大学院の教育理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することである。この理念に基づき、本法科大学院の入学者選抜では、複雑な社会現象に高い関心を示し、それを的確に把握し、分析・判断するための論理的思考力を有し、それを的確に表現することのできる人材を、幅広く求めるものとしている。

##### b) 2011年度入学者選抜の実施

2010年度まで南大沢キャンパスで実施していた2次試験を、2011年度入試より晴海キャンパスで実施することとし、2次選抜、3次選抜ともに晴海キャンパスで一貫して実施す

ることにより、入試体制の整備を行った。

また、2011年度入試より、適性試験について最低基準点を設定した。

i) 2011年度入学者選抜の実施方法

2011年度入学者選抜については、2年履修課程と、3年履修課程とを区別して、下表に掲げる方法により、入学者選抜を実施した。

	2年履修課程	3年履修課程
募集定員	42名	10名
受験資格	・以下のいずれかの要件を満たす者が受験資格を有する（2年履修課程、3年履修課程共通）。 (1) 日本の大学を卒業した者及び平成23年3月末日までに卒業見込みの者 (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び平成23年3月末日までに授与される見込みの者 (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び平成23年3月末日までに修了見込みの者 (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び平成23年3月末日までに修了見込みの者 (5) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成23年3月末日までに修了見込みの者 (6) 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成23年3月末日までに修了見込みの者 (7) 文部科学大臣の指定した者 (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者	

<p>選抜方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次選抜：書類審査 大学入試センター又は日弁連法務研究財団が実施する適性試験及び調査票等による選抜を実施。</li> <li>・二次選抜：論文試験 憲法、民法（親族法及び相続法を含む。）、刑法について、論述式試験を、商法、民事訴訟法（上訴手続きを除く。）、刑事訴訟法（上訴手続きを除く。）、行政法については簡易論述式試験（基礎的な概念の理解の正確さを問う簡易な論述式問題）を、それぞれ実施。</li> <li>・三次試験：面接試験 志願者の口頭での意思疎通能力を審査する個別面接試験を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次選抜：書類審査 大学入試センター又は日弁連法務研究財団が実施する適性試験及び調査票等による選抜を実施。</li> <li>・二次試験：論文試験 文章を論理的に理解し、分析・思考した上で文章表現する能力を審査する小論文試験を実施。</li> <li>・三次試験：面接試験 志願者の口頭での意思疎通能力を審査する個別面接試験を実施。</li> </ul>
-------------	--	---

ii) 2011 年度入学者選抜の実施結果

2011 年度入学者選抜状況は、下表のとおりである。

	3 年履修課程	2 年履修課程
募集定員	10 名	42 名
出願者数	155 名	542 名
第一次選抜合格者数	90 名	410 名
第二次選抜受験者数	86 名	344 名
第二次選抜合格者数	56 名	163 名
第三次選抜受験者数	42 名	135 名
最終合格者数	12 名	57 名
入学者数	11 名	36 名

(6) 標準修了年限

3 年

※ただし、2 年履修課程の入学者選抜を合格した者については、法学既修者と認定し、修了年限を 1 年短縮している。

(7) 教育課程及び教育方法

a) 教育課程

2010 年度におけるカリキュラム（2010 年度入学者に対して適用される。）は、以下のと

おりである。

【2010年度カリキュラム表】

		未修1年前期	未修1年後期	未修2年前期	未修2年後期	未修3年前期	未修3年後期
				既修1年前期	既修1年後期	既修2年前期	既修2年後期
必修科目	法律基本科目	憲法1 民法1 民法2 民法3 刑法1 刑法2	憲法2 行政法 民法4 民事訴訟法1 商法1 商法2 刑法3 刑事訴訟法	憲法総合1 行政法総合1 民法総合1 民事訴訟法総合1 商法総合1 刑法総合 刑事訴訟法総合	民法総合2 商法総合2 刑事法総合1	民法総合3 民法総合4	民事訴訟法総合2
	礎科目 実務基			民事訴訟実務の基礎	刑事訴訟実務の基礎 法曹倫理		
単位数		12	16	16	10	4	2
選択科目1	法律基本科目			民事訴訟法2	憲法総合2 行政法総合2 商法総合3	行政法総合3 商法総合演習 刑事法総合2	公法総合演習 民法演習 商法総合3
	礎科目 実務基			民事裁判と事実認定 エクスターンシップ	エクスターンシップ	民事裁判と事実認定 エクスターンシップ 模擬裁判	エクスターンシップ
	基礎法学・隣接科目	政治学特殊授業1 統計学 会計学 法社会学 法制史 経済と法	政治学特殊授業2 法哲学	政治学特殊授業1 統計学 会計学 法社会学 法制史 経済と法	政治学特殊授業2 法哲学	政治学特殊授業1 統計学 会計学 法社会学 法制史 経済と法	政治学特殊授業2 法哲学
	展開・先端科目			消費者法 【独占禁止法2】 【倒産法2】	比較憲法 経済刑法 租税法1 倒産法1 知的財産法1 独占禁止法1 労働法 国際法1	情報法 消費者法 企業法務 租税法2 倒産法2 知的財産法2 独占禁止法2 社会法総合演習	比較憲法 地方自治法 現代取引法 刑事政策 医事刑法 倒産法1 知的財産法演習 独占禁止法1

				国際私法 環境法	国際法2 国際取引法	特選禁止法演習 環境法 リサーチ・ペーパー
--	--	--	--	-------------	---------------	-----------------------------

※【 】で括られた科目は、その年次における履修は可能であるが推奨されない科目である。

2010 年度入試より既修者認定として行政法を試験科目として課す改正を行ったため、2009 年度より行政法を未修者にも履修させるカリキュラム変更を行った。

#### b) 教育方法

本法科大学院では、各授業における教育方法として、①原則として、質疑応答を含んだ講義とし、出席者の 1/5 以上に指名して発言させること（ただし、3 年履修課程 1 年次の科目及び選択科目の講義については、必ずしも質疑応答を含んだ講義とする必要はなく、科目の特性に応じた講義を行うこととする。）、②3 年履修課程 1 年次の講義については、予習・復習について十分に説明を加えた上で、適切な指導を行うこと、が申し合わされているが、全ての授業において、この申し合わせにしたがった適切な教育方法が実施された。なお、エクスターンシップに関しては、学生に対して予め説明会を行い、守秘義務等について指導を行い、また、終了後に報告書を提出させることで、適切な教育方法が実施された。

さらに、2008 年度の認証評価での指摘を受け、2010 年度より、法律基本科目（必修科目）の講義の受講者数を適正規模とするよう、講義を 2 分割して実施した。

また、2010 年度においても、専任教員は、毎週 1 コマのオフィスアワーを設け、学生の質問等に対応した。

さらに、2010 年度においても、合計 11 回の FD 会議を開催し、教育方法の改善に組織的に努めた。具体的には、毎回の FD 会議において各授業科目の実施状況に関する議論、意見交換を実施し、さらに教育方法改善のために、教員の相互授業見学を実施し、その報告を行った。

また、2010 年度より、カリキュラムの更なる充実を図るため、未修 1 年次について刑事法科目 2 単位を必修として追加した。なお、それに伴い、1 年次あたりの履修科目登録の上限について、1 年次を 38 単位までに変更した（2 年次は 36 単位、最終学年は 44 単位）。

### (8) 成績評価及び課程の修了

#### a) 成績評価の方法

本法科大学院においては、各授業科目の成績評価は、一部の合否のみの判定のみを行う科目を除き、5 点法をもって行い、2 点以上を合格とすることとしている。また、成績の合格・不合格は、絶対評価により決定することとしている。さらに、合格者の成績については、原則として、4 段階の相対評価によることとし、相対評価の割合については、おおむね、5 を 5%、4 を 35%、3 を 40%、2 を 20%としている。

2010 年度の授業科目の成績評価は、上記の基準に従い、適正に行われた。なお、2008 年度の認証評価を受けて、平常点について一層公平・客観的な評価とすることを、2009

年度に引き続きFD会議で徹底し、実施した。

さらに2010年度においても、期末試験の実施に当たっては出題の趣旨、採点基準及び成績評価分布の掲示を行い、教員及び学生に周知した。

また、成績評価に対する学生の不服申立制度も実施し、成績評価の適正を実現する制度的対応を行った。

## b) 課程の修了

### i) 修了要件

修了要件は、以下のとおりである(2010年度入学者)。

#### 【修了要件(2010年度入学者)】

#### (1) 修了に必要な単位数

3年履修課程 93単位

2年履修課程 65単位

※なお、2年履修課程については、3年履修課程1年次に配置されている憲法1、憲法2、民法1、民法2、民法3、民法4、行政法、商法1、商法2、民事訴訟法1、刑法1、刑法2、刑法3、刑事訴訟法の計14科目(28単位分)について、修得済みと見なしているため、修了に必要な単位数が少なくなっている。

#### ②修了に必要な単位の内訳

##### (a) 必修科目

##### ①法律基本科目：必修54単位

###### 【内訳】

・公法系科目：必修10単位(下記5科目)

(憲法1、憲法2、行政法、行政法総合1、憲法総合1)

・民事系科目：必修30単位(下記15科目)

(民法1、民法2、民法3、民法4、民法総合1、民法総合2、民法総合3、民法総合4、商法1、商法2、商法総合1、商法総合2、民事訴訟法1、民事訴訟法総合1、民事訴訟法総合2)

・刑事系科目：必修14単位(下記7科目)

(刑法1、刑法2、刑法3、刑法総合、刑事訴訟法、刑事訴訟法総合、刑事法総合1)

##### ②法律実務基礎科目：必修6単位

###### 【内訳】

・民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理の3科目。

##### (b) 選択必修科目

①基礎法学・隣接科目：4単位以上の履修が必要。

②展開・先端科目：12単位以上の履修が必要。

③基礎法学・隣接科目、法律実務基礎科目、展開・先端科目から合計で25科目以上の履修が必要。

## ii) 2010 年度修了者

2010 年度においては、2005 年度入学 3 年履修課程の学生が 1 名、2007 年度入学 3 年履修課程の学生が 1 名、2008 年度入学 3 年履修課程の学生が 13 名、2008 年度入学 2 年履修課程の学生が 3 名、2009 年度入学 2 年履修課程の学生が 41 名、修了した。

## (9) 学費及び奨学金等の学生支援制度

### a) 学費

入学金                    282000 円（ただし、東京都在住者は 141000 円）  
授業料（年額）        663000 円

### b) 授業料減免

本法科大学院においては、①授業料減免制度、②授業料分納制度がある。特に、授業料減免制度は、経済的理由に基づく減免制度の他、成績優秀者に対する授業料減免制度も採用し、学生に対する経済的支援の充実を図っている。

2010 年度における経済的理由に基づく減免制度の利用状況は、下表のとおりである。また、成績優秀者に対する授業料減免は、前期 1 名、後期 3 名について、いずれも授業料半免とした。

#### 【経済的理由に基づく減免制度実績】

	前期	後期
全額免除	12 名	6 名
半額免除	7 名	13 名
分納	7 名	3 名

### c) 奨学金

本法科大学院においては、日本学生支援機構の奨学金制度を利用することが可能である。奨学金の利用状況は、下表のとおりである。

#### 【2010 年度実績】

	採用人数
第一種	31 名
第二種	15 名
併用	12 名

## (10) 修了者の進路及び活動状況

2010 年度修了者数は、3 年履修課程 15 名、2 年課程 44 名、計 59 名である。この修了者中、58 名が新司法試験に出願している。

なお、修了生用のメールアドレスの付与、同窓会との連携を深め、修了生の進路把握に努めている。

## 2. 単年度評価の結果

### (1) 本法科大学院の理念に適った入学者選抜及び教育が実施されていること

本法科大学院の理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することである。すなわち、首都東京には、大小の企業が多数存在し、国、東京都をはじめとする公共団体が集積しており、世界的に見ても、極めて特徴的な大都市である。本学の法科大学院は、このような巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応することのできる高度な能力を備えた法曹を養成することである。

自己点検の結果、2010年度においても、これに適った入学者選抜及び教育が実施されたと評価することができる。

まず、入学者選抜においては、2010年度入学者の約半数（49%）が法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者となっており、現代社会の複雑な問題に的確に対応しうる人材を獲得することが出来ていると評価できる。この点は、2008年度の認証評価でも特記すべき事項として挙げられている。

更に、教育内容について、具体的には、法律基本科目 38 科目、実務基礎科目 6 科目、基礎法学・隣接科目 8 科目、展開・先端科目 27 科目が開講され、これは、上記理念を実現するために必要十分な開講科目であると評価できる。

なお、2008年度の認証評価においては、特に、研究者養成をも目的とするリサーチ・ペーパーの授業科目が開設されていることが特記事項として記載された。法科大学院教育の任務として、研究者養成も重視している点が評価できる。

また、すべての開講科目において、適切な教育方法が実施された。具体的には、原則として、質疑応答を含んだ講義とし、出席者の 1/5 以上に指名して発言させるようにするということが、おおむね、実施された。特に、法律基本科目の授業科目については、教員と学生との双方向型又は多方向型の議論を含んだ授業を、着実に実施した。また、選択科目の講義や3年履修課程1年次の講義など、必ずしも質疑応答を含む講義が最適な授業方法ということができないものについては、講義方法の授業が実施されたが、各科目で、予習・復習事項を適切に指示することをはじめ、オフィスアワー等を活用し、授業時間外で学生の質問を積極的に受け付けることで双方向となるよう工夫することで、科目の特性に適った授業が実施された。

特に、2010年度においても、これまでと同様に、すべての専任教員が週1コマのオフィスアワーを実施し、一人一人の学生に対する個別的な学習指導が実施されたことからすると、本法科大学院が掲げる実質的な少人数制教育、すなわち学生の一人一人を大切にす教育が実施されたと評価することができる。

成績評価についても、学生を受講者数が極端に少ない等の理由により上記1(8)の基準をそのまま適用することが困難であった授業科目を除き、すべての授業科目について、上記1(8)の基準に則った成績評価が行われた。なお、受講者数が少なく上記1(8)の基準を適用することが困難であった科目についても、過度に5が多い等の不適切な成績評価が行われた科目はなかった。

また、再試験、追試験の在り方については、FD会議において厳格な取扱いとすること

を再確認し、平常点の扱いについても厳格、公平な扱いとなるよう常に確認している。

さらに、進級要件については、従来より履修制限科目を設けて段階的学習を確保してきたが、2009年度より進級制度を導入し、1年次から2年次に進級するためには必修科目26単位のうち22単位以上、2年次から3年次に進級するためには、必修科目28単位のうち24単位以上を履修しなければならないとし、また、2年連続して進級要件を満たすことができない院生については、退学を命ずることとした。

以上の適切な成績評価並びに進級制度を前提とするため、修了認定に当たっても、適切な認定が行われたものと評価することができる。

## (2) 教育内容及び教育方法の改善に努めていること

2010年度カリキュラムにおいては、「刑法3」(2単位)の科目の新設を行い、未修生に対する教育の充実を図るカリキュラム改革を実施した。

また、実務科目の充実を更に図るため、刑事裁判と事実認定及び租税訴訟法実務の起訴を新設することとし、2011年度より開講することを決定した。さらに、比較法の充実を図るため、同じく2011年度より新たに「アメリカ法」を開設することを決定した。また、これまでの外部評価委員の指摘にもあったリーガルライティング科目の開設を目指し、OB弁護士の協力を得ることも含めて具体的な検討を行った。

教育方法の点については、2010年度より、法律基本科目(必修科目)の講義の受講者数を適正規模とするよう、講義を2分割したことが重要である。この実施に当たっては時間割に関しても大幅な改正を必要とすることから、2010年度より時間割編成を大幅に見直し、午前2コマ、午後4コマを配置し、充実したカリキュラム編成を可能とする改正を行った。

また、従前と同様、合計11回のFD会議を開催し、各回において授業方法の検討がされており、改善に努めたと評価することができる。特に、教員が相互に授業見学を行うことにより、授業方法の改善を実現する制度を実施し、FD会議で報告する点とした点は、特記すべきである。

さらに、これらの会議の中で、公法系科目、民事系科目、刑事系科目の分類にしたがい、授業担当者間で授業内容に関する相互の情報交換・議論を密に行う必要がある旨の意見が出されていたところであるが、2010年度においても、授業内容に関する精査など、具体的な検討を行った。

## (3) 教員組織の充実及び教育研究環境の充実に努めていること

2010年度においては、実質的な専任教員が15名、学位授与機構の法科大学院評価要綱上の基準に従うと14名(みなし専任教員等を含む)という教員組織となったところであるが、この数は、本学の学生数(収容定員195名)に鑑みると、最小限の教員組織である。現在も、個々の教員の努力により法科大学院の適切な運営がされていると評価できるが、専任教員又は兼任教員の充実等を継続的に行っていくことが、望まれるところである。

また、2010年度における各教員の授業負担は、基本的に適切であると評価することができる。教育と研究をバランス良く実施することができる環境が、一定程度、確保されていると考えられる。ただし、今後、未修1年次科目の充実、実務系科目の一層の拡充など、さらなるカリキュラム改正が必要とされており、現在の教員体制でこれらの整備を行うこと

は困難である。この点に鑑みると、やはり教員組織の充実（専任教員，兼任教員の充実。場合によっては，兼任教員の依頼により，対応することも考えられる。）等を，さらに検討していくべきである。

その他の教員の教育研究環境の充実については，2007年度より LLI 主要法律雑誌・判例検索システムが導入されたことを挙げることができる。これにより，現在，利用可能なデータベースは，「判例データベース LEX/DB インターネット（TKC）」，「WEB 版法律判例文献情報（第一法規）」，「ジュリスト DVD 版」，「最高裁判所判例解説 DVD 版」，「LLI 統合型法律情報システム」となり，かなりの法律情報に対して電子的にアクセス可能な設備が整ったと評価することができる。

#### （4）施設，設備等の充実に努めていること

施設・設備の充実として，2008年度より，学生の学習環境の充実を図るため，図書室の日曜開室・空調の整備，自習室の拡充等を行ったが，2010年度においてもこれを維持するとともに，院生室の開室時間の拡大，ゼミ室の拡充などを実施した。また，教室の什器・器機等の充実などを行った。これらは学生アンケートをもとに整備を図ったものである。

また，法科大学院図書館の蔵書の拡充も行い，学生からの希望図書の入力にも努めた。ただし，法科大学院図書室の蔵書は，法科大学院教育という観点からは十分なものであるが，法科大学院の教員の研究環境という観点からはまだ不十分であり，この点，今後も，蔵書の拡充が必要であると考えられる。

以上の点に鑑みると，2010年度においても，着実に，施設，設備等の充実に努めたと評価することができる。

また，学生支援の観点から，臨床心理士及び産業カウンセラーの資格を持ったカウンセラーが配置されており，この点が 2008年度の認証評価においても優れた点として評価され，この体制は 2010年度においても維持された。

#### （5）2010年度の法科大学院の総括

以上の点より，自己点検・評価委員会は，2010年度の法科大学院の教育その他の活動は，法科大学院の理念に適った適切なものであったと評価する。2011年度においても，継続して，法科大学院の活動が適切に行われることが望まれる。

なお，改善すべき点として特に検討すべきは，教員組織の充実等を含めた体制の整備を挙げることができよう。

また，授業内容の更なる改善については，継続して検討することが望まれる。相互授業見学，学生アンケートをはじめとした FD 活動を，教育改善にさらに活用されることが望まれる。

### 3. 外部評価結果について

#### (1) 外部評価の概要

2010年度首都大学東京法科大学院の自己点検・評価の結果について、法科大学院自己点検・評価委員会は、今井和男弁護士を外部評価委員として選出し、2010年度の本法科大学院の活動に対する自己点検・評価の結果について、検証を依頼した。

具体的には、法科大学院自己点検・評価委員会2010年度自己点検・評価結果を今井和男委員に報告し、当該報告に基づき、今井和男委員が、その他の必要な資料等を参照しつつ検証を行い、外部評価委員意見を作成した。

#### (2) 外部評価委員意見

①首都大学東京法科大学院の2010年度における活動は、おおむね、首都大学東京自己点検・評価委員会の評価結果どおり、その理念・目的に沿った妥当なものであったと評価することができると思料します。

特に、2008年度に、大学評価・学位授与機構の認証評価を受け、適格の認定を受けられています。2010年度もその水準を維持していることは高く評価できます。

②首都大学東京法科大学院における2010年度の活動の中で、特に優れていると指摘できる点としましては、2009年度から引き続き適切な少人数教育を実施したと評価することができる点です。とりわけ、法律基本科目(必修科目)の受講者数を適正規模とするため、法律基本科目の全必修科目について、受講者を2分割する等の改正を完全に実施した上、さらに2分したクラスの時間割の前後を、適宜入れ替える等、公平性を図る配慮も行った点が評価できます。この改正は、時間割の大幅な組み直しを伴いもので、カリキュラム改善として大きな進展が見られたと評価できます。

また、このことは、単に講義の受講者数を少人数に絞ったということのみならず、オフィスアワーを活用することなどによって、より密な議論を教員と学生が行い、教員と各学生との間に、より高い信頼関係が構築された教育が実現していることが特に優れた点であると評価できます。首都大学東京法科大学院が理念に掲げる少人数教育が、制度的にも担保され、実践されているといえます。

また、2010年度末に実施された2011年度の入学者選抜においても、2010年度入試に引き続き、3年履修課程と同じく2年履修課程についても面接試験を実施し、法曹人材としての適格性等をも審査している点は、優秀な法曹人材の確保への情熱が感じられ、高く評価できます。

③さらに、2010年度においても、施設・設備の充実(図書館の開室曜日の拡大、自習室・ゼミ室の拡充、図書館の蔵書の充実など)が図られたことも評価することができます。とくに、裁判員制度に対応した充実した模擬法廷室は、模擬裁判等の実務科目講義において、裁判所と同様の雰囲気を感じながら臨場感のあるトレーニングを積める点で、実務感覚のある非常に高い教育効果が期待出来ると言えます。

前年度からの懸案事項であった図書館蔵書の更なる充実については、2011年度以降も行う必要があると考えられ、今後の継続的な努力が期待されるところであります。ただし、法人の予算全体が削減される中、事務局の協力により図書予算の確保が図られ、教員による図書選定の実施、学生の希望図書募集など、充実に対する改善努力が見られます。

このほか、2009年度に引き続き、経験豊富で優秀な実務家教員を確保しており、研究者教員ともに、質の高い充実した講師陣を確保していることは特筆に値します。

④次に改善を要する点と致しましては、法科大学院での実務法曹養成教育という観点からは、実務教育の更なる充実をはかって行くことが肝要であるように思われます。2010年度においても、理論教育と実務教育の架橋は、資料によりますと、原則として毎月開催されるFD会議において研究者教員と実務家教員との間での教育に関する議論が実施されているようであり、相当程度、適切な架橋がされていると評価することができます。しかし、従来の外部評価委員意見でも、例えば、他の一部の法科大学院で開講されているリーガル・ライティングの授業等を開講することが必要であるとの指摘をしていたところ、2010年度においては、実務家教員が本法科大学院OBの協力を得て「法文書作成」科目を開設することを具体的に計画中とのことで、2011年度ないし2012年度からの開講が強く望まれます。

⑤なお、2011年度以降、「刑事裁判と事実認定」及び「租税訴訟実務の基礎」の2つの実務系科目が開設される計画であるとのことですが、実務系科目の更なる充実として評価できます。また、その他のカリキュラムの充実としては、未修1年次科目の充実（刑事法科目2単位追加）の実施の他、さらに2011年度から外国法科目として「アメリカ法」の開設を予定するなど、いずれも必要不可欠な科目充実として評価できます。

また、法律基本科目（必修）の講義を2分割して実施することにより、少人数による双方向又は多方向型の講義が徹底して行われている点が評価できることは前述のとおりですが、その影響により、法科大学院全体のコマ数が増加するなど、教員の負担も増加していると見受けられるため、その改善も望まれます。

⑥訪問調査の結果、特筆すべき特色として、首都大学東京法科大学院の「雰囲気のかさ」が挙げられます。図書館のキャレルの充実、各フロアに設置された談話スペースに代表される学習環境の素晴らしさは、学生の勉学意欲を最大限引き出すのに大きな効果を上げていると考えられます。また、学生が自主的に利用できるゼミ室の充実も図られ、これらの首都大学東京法科大学院の空間全体が、学生にとって何より重要な自由闊達な相互研鑽の勉学環境を確保し、本法科大学院の基本理念である学生1人1人の個性を尊重する教育の実践につながっていると同時に、現在の学生に欠けていると指摘されるコミュニケーション能力の涵養にも大きく資するものであると評価できます。このような環境づくりは、学生、教員、事務局が三位一体となった風土、一体感によって支えられているとの印象を強く受け、高く評価できます。

⑦以上のとおり、本法科大学院について改善すべき点は、法科大学院自己点検・評価委員会が改善すべき点として挙げた点を含め、なおいくつか残されていますが、本法科大学院では2009年度から2010年度にかけても、カリキュラム内容、時間割編成、成績評価の在り方、学習環境、進級制度の導入など不断の改善努力を続けられていることは明らかで、このような着実な改善と教育クオリティーの向上を、2011年度以降も期待するところであり、

饗庭 靖之（民法・実務家教員）

1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）

平成16年度「民法5」「民事法総合1」、平成17年度「民事法総合1」「法律学特論（倒産法）」「法律学特論（環境法）」、平成18年度「民事法総合1」「倒産法1, 2」「環境法2」「エクスターンシップ」、平成19年度「民法総合1」「倒産法」「倒産法1, 2」「環境法」「環境法2」「エクスターンシップ」、平成20年度「民法総合1」「倒産法1, 2」「環境法」「エクスターンシップ」、平成21年度「倒産法1, 2」「環境法」「エクスターンシップ」、平成22年度「民法総合3」「倒産法1, 2」「環境法」「エクスターンシップ」を担当。

2 研究活動（過去5年間について）

(1) 著書, 論文

著書として「解散・合併等手続指導要領（解散, 精算, 合併, 組織変更・移行）」（共著, 平成20年3月, 全国中小企業団体中央会）、「新民法講義2 物権・担保物権法」第6章（共著, 平成22年9月, 成文堂）。

3 特記事項

平成10年4月から弁護士として活動し, 全国中小企業団体中央会中小企業組合検定試験委員、原子力損害賠償紛争審査会専門委員等の経歴も有する。

石崎 泰雄（民法）

1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）

平成18年度「民法3」「民法4」「民法5」「現代取引法」、平成19年度「民法1」「民法2」「民法3」「民法演習」「民事責任法」、平成20年度「民法1」「民法3」「民法4」「民法演習」「民事責任法」、平成21年度「民法1」「民法3」「民法演習」「現代取引法」、平成22年度「民法1」「民法3」「民法演習」「現代取引法」、平成23年度「民法1」「民法3」「民法演習」「現代取引法」

2 研究活動（過去5年間について）

(1) 著書・論文等

i) 著書等

- ①著書（単著） 石崎泰雄『患者の意思決定権』（成文堂、2008年）、石崎泰雄『契約不履行の基本構造－民法典の制定とその改正への道－』（成文堂、2009年）
- ②著書（編著） 石崎泰雄・渡辺達徳編『新民法典講義2 物権・担保物権法』（成文堂、2010年）、石崎泰雄・渡辺達徳編『新民法典講義5 事務管理・不当利得・不法行為』（成文堂、2011年）
- ③著書（共著・共訳） ペーター・シュレヒトリウム編『ヨーロッパ債務法の変遷』

(信山社、2007年)、椿寿夫他編『民法改正を考える』(日本評論社、2008年)、松本恒雄他編『判例プラクティス民法Ⅱ債権』(信山社、2010年)

ii) 論文・判例評釈等

「患者の意思決定権と医師の説明義務」(単著、平成18年7月、「法学会雑誌」47巻1号165頁)、「日本の病院における『診療情報提供』の法的課題」(単著、平成19年1月、「法学会雑誌」47巻2号1頁)、「ウィーン売買法、ヨーロッパ契約法原則、ユニドロワ契約法原則、ガンドルフィー草案およびドイツ債務法現代化法における法的救済と解除清算モデル」(単著)ペーター・シュレヒトリウム編『ヨーロッパ債務法の変遷』(信山社、2007年3月)35頁、「手付における履行の着手」(単著、平成19年7月、「法学会雑誌」48巻1号257頁)「患者の意思決定権確立への道」(単著、平成19年12月、「法学会雑誌」48巻2号155頁)、「債務不履行の要件をどのように考えるか」椿寿夫ほか編『民法改正を考える』(日本評論社、2008年)197頁、「『債権法改正の基本方針』—解除要件の「国際的標準化」における誤解—」(単著、ビジネス法務9巻11号、2009年)「『債権法改正の基本方針』の検討—契約の不履行の基本構造—」(単著、2010年1月、「法学会雑誌」50巻2号)「法人税の申告に際し、非課税となる特例制度を利用しなかったことにつき、税理士の損害賠償責任は認められたが、監査業務を行う監査法人の責任が否定された事例」判例評論615号(単著、判例時報2069号)187頁(単著、2010年5月)、「期限の定めのない債務の履行期と履行遅滞」(単著)松本恒雄他編『判例プラクティス民法Ⅱ債権』10頁(信山社、2010年6月)、「不法行為に基づく損害賠償債務と履行遅滞」(単著)松本恒雄他編『判例プラクティス民法Ⅱ債権』11頁(信山社、2010年6月)、「安全配慮義務違反に基づく損害賠償債務と履行遅滞」(単著)松本恒雄他編『判例プラクティス民法Ⅱ債権』12頁(信山社、2010年6月)、「弁護士費用の賠償債務と履行遅滞」(単著)松本恒雄他編『判例プラクティス民法Ⅱ債権』13頁(信山社、2010年6月)、「損害賠償額算定の基準時に関する最高裁判例にみる統一基準」判例時報2074号3頁(単著、2010年6月)、「動産物権変動と即時取得」(単著)石崎泰雄他編『新民法講義2 物権・担保物権法』176頁(成文堂、2010年9月)、「不当利得」(単著)石崎泰雄他編『新民法講義5 事務管理・不当利得・不法行為法』29頁(成文堂、2011年3月)、「使用者責任」(単著)石崎泰雄他編『新民法講義5 事務管理・不当利得・不法行為法』213頁(成文堂2011年3月)、「瑕疵担保責任の『不履行』への統合—法制審議会の議論をめぐって—」(単著、2011年7月、法学会雑誌52巻1号1頁)、「不履行における『帰責事由』の機能—法制審議会の議論をめぐって—」(単著、2012年1月、法学会雑誌52巻2号41頁)。

(2) 学会・研究会報告等

研究報告：「債権法改正における契約不履行」(ドイツ民法研究会報告、2010年1月)

判例報告：「法人税の申告に際し、非課税となる特例制度を利用しなかったことにつき、税理士の損害賠償責任は認められたが、監査業務を行う監査法人の責任が否定された事例」(最新判例研究会、2010年3月)

研究報告：「損害賠償額算定基準時に関する判例法理」（最新判例研究会、2010年3月）

研究報告：「損害賠償額算定の基準時に関する最高裁判例にみる統一基準」（ドイツ民法研究会、2010年7月）

研究報告：「瑕疵担保責任の『不履行』への統合」（ドイツ民法研究会、2011年5月）

共同研究報告：「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理に対するパブリックコメント案」（ドイツ民法研究会、2011年7月）

研究報告：「不履行における『帰責事由』の機能」（最新判例研究会、2011年9月）

### 3 その他、社会活動等

「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」（法務省・法制審議会）に対するパブリック・コメントの共同提出（ドイツ民法研究会有志、2011年8月）

## 大橋 弘（民法・実務家教員）

- 1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）  
平成21年度「民法総合1, 2」民法総合演習, 平成22年度「民法総合1, 2, 4」「法曹倫理（裁判官倫理）」「民法演習」を担当。
- 2 研究活動（過去5年間について）  
判例評釈「市民会館の使用許可取消処分執行停止が認められた事例」（判例タイムズ1256号113頁）
- 3 特記事項  
昭和48年4月、裁判官に任官。以来、東京地裁八王子支部、鹿児島家裁、東京地裁（前後4回）、札幌地裁、釧路地裁帯広支部、最高裁調査官室、東京高裁、仙台高裁において主に民事事件などを担当。東京高裁勤務当時は日弁連からの委嘱を受けて外国法事務弁護士懲戒委員会の委員に就任（2年間）。平成21年3月に退官し、同年4月から首都大学東京法科大学院教授に就任。

## 笠井 治（実務基礎科目・実務家教員）

- 1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）  
平成16年度「刑事訴訟法1, 2」「法曹倫理」、平成17年度「刑事訴訟法1, 2」「法曹倫理」「刑事訴訟実務の基礎」「模擬裁判」、平成18年度「刑事訴訟法1, 2」「法曹倫理」「刑事訴訟実務の基礎」「模擬裁判」「エクスターンシップ」、平成19年度「刑事法総合1」「法曹倫理」「刑事訴訟実務の基礎」「模擬裁判」、平成20

年度～平成22年度「法曹倫理」「刑事訴訟実務の基礎」「模擬裁判」「エクスターナ  
シップ」を担当。

## 2 研究活動（過去5年間について）

### (1) 著書，論文

著書として「刑事弁護活動と事実認定」（共著，平成17年12月，大学図書「法  
曹養成実務入門講座2」）「ケースブック刑法 第1版」「ケースブック刑事訴訟法  
第1版」（いずれも，共著，平成19年3月，弘文堂）「ケースブック刑法 第2版」  
「ケースブック刑事訴訟法 第2版」（いずれも，共著，平成20年4月，弘文堂）  
「法曹の倫理 第2版」（共著，平成23年4月，名古屋大学出版会）

論文・判例評釈等として「接見申出と留置担当官・検察官の対応」（単著，平成1  
7年6月，「平成16年度重要判例解説」1291号193頁）「新司法試験の問題  
と解説2006」（共著，平成18年9月，「法学セミナー」増刊号）「法科大学院に  
おける理論刑法学の在り方－実務家の立場から－」（単著，平成19年8月，「刑事  
法ジャーナル」8巻40頁）「新司法試験の問題と解説2007」（共著，平成19  
年9月，「法学セミナー増刊号」）「裁判員裁判と刑法解釈－司法研究報告書を素材に  
－」（単著，平成21年8月，「刑事法ジャーナル」18巻8号）「法科大学院5周年  
の課題と今後の方向性 IV修了後の過程との連携－その現状と課題」（単著，平成2  
1年4月「ロースクール研究」13巻48号）「小特集・裁判員裁判と未必の故意『問  
題点の抽出と解決の方向性について』」（単著，平成23年1月，「法律時報」103  
0号）「特集＝法曹養成制度改革の方向性『新司法試験の問題点と改善策』」（単著，  
平成23年4月，「法律時報」1033号）

### (2) 学会・研究報告

文科省大学改革等推進補助金プログラムによる「法科大学院教育におけるコア・  
カリキュラム（共通的到達目標）」シンポジウム（平成22年3月13日，関西学院大  
学）「実務科目について」報告

刑法学会第88回大会ワークショップ（平成22年6月6日，東北大学）「裁判員裁  
判と未必の故意」について話題提供

刑法学会第89回大会ワークショップ（平成23年5月29日，法政大学）「法科大  
学院における刑事法教育」のオーガナイザー

## 3 特記事項

昭和50年4月から弁護士として活動し，日本弁護士連合会常務理事，司法試験第  
二次試験考査委員，法制審議会刑事法部会委員等の経歴も有する。現在，中央教育  
審議会法科大学院特別委員会専門委員，法科大学院協会司法試験等検討委員会主  
任，国立大学法人評価委員会委員。

日本刑法学会，東京大学刑事判例研究会，日本マンション学会に所属。

川村 栄一（租税法・実務家教員）

1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）

平成17年度～平成22年度「租税法1，2」を担当。

2 研究活動（過去5年間について）

(1) 著書，論文

著書として、「地方税法概説」（単著，平成21年8月，北樹出版）。

同 「税務力アップシリーズ 地方税（平成22年度版）」（編著，平成22年7月，清文社）。「同（平成21年度版）」（編著，平成21年10月，清文社）。

同 「国際税務の疑問点」（共著，平成22年9月，ぎょうせい）。

同 「最新行政大事典 第1巻」（共著，平成21年12月，ぎょうせい）。

同 「演習ノート 租税法」（補訂版）（共著，平成20年10月，法学書院）。「演習ノート 租税法」（共著，平成19年4月，法学書院）。

論文として、「地方消費税の引上げ ～地方主権の確立と地方税源の充実・確保」（単著，平成22年1月，「税」2010年1月号V o 1. 6 5 N o. 1 5 7 頁）

同 「固定資産税制の課題と展望」（単著，2008年12月，ソウル市立大学紀要 53頁）

同 「東京都における法人事業税の税収分析と分割基準の見直しに関する一考察」（単著，平成17年11月，「税」2005年11月号V o 1. 6 0 N o. 1 1 1 4 4 頁）。

3 特記事項

日本税法学会会員。租税訴訟学会会員。

昭和48年東京都庁に入庁し，昭和52年から主税局勤務。主税局税制部税制課長，総務局特命担当部長，主税局税制部長等を歴任。都税条例等の立案等に従事。東京都銀行税訴訟控訴審・上告審に東京都の指定代理人として関与した経歴も有する。

木村 光江（刑法）

1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）

平成16年度～平成18年度，平成19年度「刑法2，3」「現代社会と刑事法」，平成20年度「刑法2，3」「経済刑法」，平成21年度～22年度「刑法2」「刑法総合」「経済刑法」を担当。

2 研究活動（過去5年間について）

(1) 著書，論文

著書として「刑法（第3版）」（単著，平成22年3月，東京大学出版会），「ケー

スブック刑法 第3版」(共著,平成22年3月,弘文堂),「学習コンメンタール刑法(共著,平成19年4月,日本評論社),「条解刑法 第2版」(共著,平成19年12月,弘文堂)。

論文・判例評釈等として,「詐欺罪における不法領得の意思」(単著,平成18年1月,「刑事法ジャーナル」2号76頁),「トラフィッキングの実態と法的対策」(単著,平成18年1月,「法学会雑誌」46巻2号1頁),「性的自由に対する罪の再検討」(単著,平成18年5月,「渥美東洋先生古稀祝賀論文集」63頁),「他人名義のクレジットカードの使用と名義人の承諾」(単著,平成18年11月,「判例評論」573号216頁),「被害者の同意」(単著,平成19年10月,「刑法の争点」38頁),「横領と背任の区別」(単著,平成19年10月,「刑法の争点」212頁),「来日外国人犯罪と入管法改正」(単著,平成19年12月,「法学会雑誌」48巻2号41頁),「経済活動と刑事的規制」(単著,平成20年2月,「刑法雑誌」47巻2号64頁),「不能犯(3)」(単著,平成20年2月,「刑法判例百選総論 第6版」138頁),「情報の不正入手と窃盗罪」『刑法判例百選各論(第6版)』(単著,平成20年3月,64頁),「詐欺罪における損害概念と処罰範囲の変化」(単著,平成20年4月,「法曹時報」60巻4号1~30頁),「詐欺罪と匿名性」(単著,平成20年7月,「法学会雑誌」49巻1号117~133頁),「消費者保護と刑法」(単著,平成20年12月,「警察学論集」61巻12号1~20頁),「根抵当権者に相当の対価を支払い根抵当権を放棄させた行為と詐欺罪の成立」(単著,平成20年12月,「判例評論」598号(判例時報2018号)189~193頁),「軽犯罪法1条2号にいう『正当な理由』の意義」(単著,平成22年4月,「平成21年度重要判例解説」191-2頁,「宗教団体による違法な勧誘行為(刑事責任)」(単著,平成22年6月,「消費者法判例百選」248-249頁,「財産犯と損害額」(単著,平成22年8月,「研修」746号3-14頁),「2項犯罪」(単著,平成23年8月,法学教室371号34頁)。

書評として,「那須修著『実務のための財産犯講座』」(単著,平成23年7月,捜査研究722号56頁)。

## (2) 学会・研究会報告

平成19年5月,日本刑法学会において,共同研究「企業活動と刑法」のオーガナイザーを務める。

## 3 特記事項

日本刑法学会会員。

最高裁判所簡易裁判所判事選考委員会委員,最高裁判所司法修習委員会幹事,厚生労働省医道審議会委員,法務省司法試験委員会委員,防衛省防衛人事審議会委員,文部科学省中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会委員,財務省関税等不服審査会委員,大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会委員等の経歴を有する。

酒井 享平（独占禁止法・実務家教員）

1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）

平成18年度～平成22年度「経済と法」「独占禁止法1, 2」「独占禁止法演習」を担当。

2 研究活動（過去5年間について）

(1) 著書, 論文

『対価に係るもの』『売上額』課徴金の納付を命ずる場合に固有な論点—防衛庁発注石油製品入札談合課徴金事件 東京高裁平成18年2月24日第3特別部判決（平成17年（行ケ）第118号審決取消請求事件）（単著, 平成19年4月, 「平成18年度重要判例解説」）「中国独占禁止法の制定・施行—外国企業のビジネスや投資や貿易に与える影響—」（単著, 平成21年11月日本国際経済法学会2009年年報）「将来にわたって違反行為の禁止を命ずる排除措置—東宝・新東宝事件」及び「抱合せ販売に対する排除措置—日本マイクロソフト抱合せ事件」（単著, 平成22年4月, ジュリスト別冊「経済法判例・審決百選」）「競争か? 協調か?」（①「競争と協調—生き残りにとっていずれが有利な戦略か—」, ②「日本の競争政策の史的研究の試み」, ③「競争政策は環境政策の推進に貢献し得るか?」, ④「談合は必要悪か? 談合によい談合はあるか?」）（単著, (社)日本空調衛生工事業協会機関誌「空衛」平成21年8, 10月号・平成22年1, 3月号）「TOPICS 優越的地位濫用に関する独禁法ガイドライン①～④」（単著, 「空衛」平成23年1～3月号, 4・5月合併号）。

(2) 学会・研究会報告

平成20年11月, 日本国際経済法学会において「中国独占禁止法の制定・施行—外国企業のビジネスや投資や貿易に与える影響—」というテーマで報告。

3 特記事項

日本経済法学会, 国際経済法学会, 日本経済政策学会, 環境経済・政策学会に所属。国家公務員としての勤務歴は30年余にわたり, その間, 公正取引委員会事務（総）局において審査審判部局を中心に勤務し, 外務省, 旧通商産業省及び旧経済企画庁（経済研究所）の勤務経験もある。JICA専門家（中国独禁法立法支援）, 東京都入札監視委員会委員, 環境省環境配慮契約法基本方針検討会電力WG委員等の経歴を有する。

篠田 昌志 (民法)

1 法科大学院における教育活動 (首都大学東京法科大学院における担当講義)

平成16年度～平成17年度「民法1, 2」「民事法総合2」、平成18年度「民法1, 2」「民事法総合2」「民事責任法」、平成19年度「民事法総合2」「民法総合演習」、平成20年度「民法2」「財産法1, 2」「民法総合2」「民法総合演習」、平成21年度「民法2」「民法総合2」「民法演習」、平成22年度「民法2」「民法演習」を担当。

2 研究活動 (過去5年間について)

(1) 著書, 論文

「監督義務者の責任」石崎泰雄・渡辺達徳編著『新民法講義5 事務管理・不当利得・不法行為法』(第6章)(平成23年3月、成文堂)

3 特記事項

日本私法学会, 信託法学会に所属。

徳本 広孝 (行政法)

1 法科大学院における教育活動 (首都大学東京法科大学院における担当講義)

平成19年度「行政法1, 2」「行政法総合」、平成20～21年度「行政法1, 2」「行政法総合」「公法総合演習」「地方自治法」、平成22年度「行政法2」「行政法総合1」「行政法総合3」「公法総合演習」「地方自治法」「情報法」を担当。

2 研究活動 (過去5年間について)

(1) 著書, 論文

著書として「行政訴訟の実務」(共著, 加除式, 平成18年3月, 第一法規)「犯罪予防の法理」(共著, 平成20年12月, 成文堂)「自治体法務検定公式テキスト 自治検」(共著, 平成22年, 第一法規)。

論文・判例評釈等として「研究者の不正行為とオンブズマン制度ードイツの取り組み」(単著, 平成18年1月, 「明治学院大学法科大学院ローレビュー」2巻3号61頁)「H. -H. Trute『研究者の不正行為とドイツにおけるその法的取扱い』」(翻訳, 平成18年1月, 「明治学院論叢法学研究」79号107頁)「H. -H. Trute『電気通信法ー欧州化する経済行政法の一例ー』」(翻訳, 平成18年3月, 「明治学院論叢法学研究」80号67頁)「海難原因解明裁決」(単著, 平成18年6月, 「行政判例百選II 第5版」164頁)「H. -H. Trute『行政法総論』」(翻訳, 平成18年7月, 「明治学院大学法律科学研究所年報」22号77頁)「2006年学界回顧ドイツ法」(単著, 平成18年12月, 「法律時報」78巻13号279頁)「資料: 犯罪予防に関するドイツ公法上の論点ーアンケート調査の結果ー」(単著, 平成18年12月, 「明治学院大学法科大学院ローレビュー」5号95頁)「退去強制をめぐる異議の申出に対する裁決書作成義務

の意義」(単著, 平成19年4月, 「平成18年度重要判例解説」51頁)「判例六法」「判例六法Professional」(編集協力, 平成19年~平成22年, 有斐閣)「群馬大学医学部入学許可請求事件」(単著, 平成21年6月, 「自治研究」85巻6号135頁)。

(2) 学会・研究会報告

平成18年11月28日, 警察政策学会犯罪予防法制部会が実施したドイツ法制調査の結果報告として「編目スクリーン捜査(Rasterfahndung)の法的統制」について報告, 平成19年10月12日, 経済産業研究所(RIETI)が実施した大学法制に関する海外調査(ドイツ担当)の結果報告として「新統御モデルによる大学運営の現状」について報告。

3 特記事項

日本公法学会, 警察政策学会に所属。

退職手当・恩給審査会委員(総務省), 行政書士試験委員, 東京都青少年問題協議会委員, 埼玉県個人情報保護審査会委員, モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)基準策定委員

富井 幸雄(憲法)

1 法科大学院における教育活動(首都大学東京法科大学院における担当講義)

平成17年度「公法1, 2」「公法総合1, 3」, 平成18年度「公法1, 2」「公法総合1, 3」「地方自治法」, 平成19年度「憲法1, 2」「憲法総合1」「公法総合1」, 平成20年度「憲法1, 2」「憲法総合1, 2」「比較憲法」「地方自治法」, 平成21年度「憲法1, 2」「憲法総合1A」「憲法総合1B」「比較憲法」「地方自治法」を担当。平成22年度「憲法1, 2」「憲法総合1A」「憲法総合1B」「比較憲法」「地方自治法」を担当。

2 研究活動(過去5年間について)

(1) 著書, 論文

著書として「地方自治法読本」(単著, 平成20年4月, 内外出版)「憲法と緊急事態法制 カナダの緊急権」(単著, 平成18年2月, 日本評論社)。

論文・判例評釈等として「憲法保障機関としてのカナダ法務長官一付随的違憲審査制の補完?」(単著, 平成18年1月, 「法学会雑誌」46巻2号)「同性婚と憲法—カナダの婚姻法(Civil Marriage Act)を素材として(一)(二・完)」(いずれも単著, 平成18年7月・平成19年1月, 「法学新報」113巻1~4号)「カナダ競争法と憲法—連邦制と競争法(上)(下)」(いずれも単著, 平成18年7・8月, 「国際商事法務」33巻7・8号)「カナダの反テロ法—人権と安全保障」(単著, 平成18年9月, 「カナダ研究年報」25号)「自衛官と政治的言論の自由」(単著, 平成18年10月, 「防衛法研究」29号)「北朝鮮制裁 軍事支持は国会承認を」(単著, 平成18年12月, 「朝日新聞 私の視点」)「カナダの上院—憲法の第二院(一)(二・完)」(い

れも単著，平成19年1・7月，「法学会雑誌」47巻2号・48巻1号）「米国・進まぬ銃規制」（共著，平成19年4月，「産経新聞」インタビュー）「最高裁判所判事の任命—カナダにおける議論と改革（一）（二）」（いずれも単著，平成19年8・12月，「法学新報」114巻1～4号）「新テロ特措法 国会承認の原則を外すな」（単著，平成19年10月，「朝日新聞 私の視点」）「カナダにおける信教の自由」（単著，平成19年12月，「法学会雑誌」48巻2号）「反テロ法」（単著，平成19年12月，「新版 史料が語るカナダ 1535-2007」）「カナダにおける信教の自由」（単著，平成19年12月，「法学会雑誌」48巻2号）。「司法権の独立—カナダ憲法での成熟（一）（二）（三・完）」（いずれも単著，平成20年10月，12月，平成21年3月，「法学新報」111巻3・4号，5・6号，7・8号），「カナダ憲法と世俗主義—宗教、教育、国家（一）（二・完）」（単著，平成20年7月，平成21年1月，「法学会雑誌」49巻1号，2号）。「判例紹介 DC v. Heller」アメリカ法，平成21年1号153頁。「自衛隊の行動と国会承認」（単著，平成21年8月，「法学会雑誌」50巻1号），「軍権と行政権」（単著，平成21年10月，「比較憲法学研究」21号）。「アメリカ合衆国大統領と憲法」（単著，平成22年1月，「法学会雑誌」50巻2号）「アメリカ議会の戦争権限（一）（二）（三）（四）」（単著，平成22年7月，平成23年1月，7月，平成24年1月「法学会雑誌」51巻1号，2号，52巻1号，2号）「カナダの対テロ対策—反テロ法を中心として」（単著，平成22年10月，「防衛法研究」34号）

## (2) 学会・研究会報告

平成20年10月，比較憲法学会において，「軍権と行政権」のテーマで報告。平成21年9月，日本カナダ学会において，「カナダ憲法における宗教—カナダは世俗国家か？」のテーマで報告。同年11月，防衛法学会において，「カナダのテロ対策」のテーマで報告。平成23年10月，比較憲法学界において，「大規模災害とアメリカ憲法—FEMAを中心として」のテーマで報告。

## 3 特記事項

防衛法学会理事。防衛省防衛研究所一般課程講師。

参議院外交防衛委員会客員調査員，衆議院安全保障委員会参考人，板橋区情報公開個人情報保護審査会副会長，桶川市情報公開個人情報保護審議会会長等の経歴を有する。

## 潘 阿憲（商法）

### 1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）

平成16年度「商法1，2」「民事法総合3」，平成17年度「商法1，2」「民事法総合3」「法律学特論（企業法研究I）」，平成18年度「商法1，2」「民事法総合3，4」，平成19年度「商法1，2」「商法総合1，2」「民事法総合3，4」「商法総合演習」，平成20年度「商法1，2」「商法総合1，3」「商法総合演習」平成21年度「商法1，2」「商法総合1，3」「商法総合演習」，平成22年度「商法総合1，2，3」「商法総合演習」を担当。

## 2 研究活動（過去5年間について）

### (1) 著書

「会社法概論」（共著，平成18年5月，青林書院）「商法概論Ⅰ」（共著，平成19年4月，青林書院），逐条解説会社法第4巻（共著，平成20年12月，中央経済社），商法概論Ⅱ会社法（共著，青林書院，平成22年4月），新基本法コンメンタール・会社法2（共著，日本評論社，平成22年10月）

### (2) 論文・判例評釈

「株主総会の前に計算書類等の備置を怠った場合の決議の効力」（単著，平成16年6月，「ジュリスト」1270号193頁）「白地手形の不当補充か変造か」（単著，平成16年10月，「手形小切手判例百選 第6版」48頁）「新株発行不存在確認の訴えにおける不存在事由」（単著，平成17年7月，「ジュリスト」1294号161頁）「私製手形に基づき提起した手形訴訟が不適法とされた事例」（単著，平成18年8月，「ジュリスト」1317号178頁）「会社の内規に従った退職慰労金の不支給と代表取締役の責任」（単著，平成19年4月，「ジュリスト」1333号129頁）「部下の違法行為に対する担当取締役の責任が否定された事例」（単著，平成20年2月，「ジュリスト」1350号93頁）、「実質的な競争関係にある株主の名簿閲覧請求の可否」（単著，平成21年4月，「ジュリスト」1378号186頁）、「一人株主である取締役の会社に対する損害賠償責任と免除」（単著，平成22年1月，「ジュリスト」1392号192頁）、「金融商品取引法21条の2による発行会社の不実開示責任—アーバンコーポレーション虚偽記載事件」（単著，平成23年3月，「ジュリスト」1419号143頁）、「取締役権利義務者の解任」（単著，平成23年9月，会社法判例百選〔第2版〕98頁）

## 前田 雅英（刑法・刑事訴訟法）

### 1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）

平成18年度「刑法1」「刑事法総合2」「刑事政策」「医事刑法」，平成19年度「刑法1」「刑事法総合2」「医事刑法」，平成20年度「刑法1」「刑事法総合1」「刑事法総合2」「医事刑法」，平成21年度「刑事訴訟法総合A」「刑事訴訟法総合B」「刑事法総合1A」「刑事法総合1B」「刑事法総合2」「医事刑法」，平成22年度「刑法3」「刑事訴訟法総合A」「刑事訴訟法総合B」「刑事法総合1A」「刑事法総合1B」「刑事法総合2」「医事刑法」を担当。

### 2 研究活動（過去5年間について）

#### (1) 著書，論文

著書として「刑法総論講義 第4版」（単著，平成18年3月，東大出版会）「刑法各論講義 第4版」（単著，平成19年1月，東大出版会）「量刑に関する国民と裁判官の意識についての研究」（共著，平成19年4月，司法研究報告書）「条解刑法 第2版」（共著，平成19年12月，弘文堂）「ケースブック刑法 第2版」「ケースブック刑事訴訟法 第2版」（いずれも，共著，平成20年4月，

弘文堂)「刑事訴訟法講義 第3版」(共著,平成21年3月,東大出版会)「最新重要判例250刑法 第7版」(単著,平成21年3月,弘文堂)「裁判員のための刑事法入門」(単著,平成21年5月,東大出版会)

論文等として「おとり捜査とその違法性」(単著,平成16年11月,「研修」677号3頁)「犯罪認知件数の減少と刑事政策」(単著,平成18年4月,「渥美先生古希祝賀論文集」251頁)「予見可能性と信頼の原則」(単著,平成18年6月,「神山敏雄先生古希祝賀論文集」1巻69頁)「可罰的違法性と住居侵入罪」(単著,平成19年6月,「研修」708号15頁)「刑罰法規の内容の適正」(単著,平成19年10月,「刑法の争点」8頁)「平成の社会と刑事法理論の変化」(単著,平成19年10月,「警察学論集」60巻11号27頁)「戦後実務の量刑の変化と量刑論」(単著,平成19年11月,「法曹時報」59巻10号1頁)「行政刑罰法規の認識と実質的故意論」(単著,平成19年12月,「法学会雑誌」48巻2号9頁)「最近の住居侵入罪の判例と圍繞地」(単著,平成20年3月,「研修」717号3頁)「ネット社会と名誉毀損」(平成22年6月,「警察学論集」63巻6号144~160頁)「過失犯における結果の予見可能性の認定」(平成22年7月,「警察学論集」63巻7号148~166頁)「共謀の認定」(平成22年8月,「警察学論集」63巻8号149~167頁)「違法収集証拠と自白法則」(平成22年9月,「警察学論集」63巻9号129~149頁)「利益強盗について」(平成22年10月,「警察学論集」63巻10号153~168頁)

## (2) 学会・研究会報告

平成20年3月,日本学術会議7部会において「医療関連死と法」のテーマで報告。

## 3 特記事項

中教審,中医協委員を務める。

最高裁判所,法務省,警察庁,厚労省,国交省の審議会・懇談会委員を多数務める。

日本刑法学会理事,法と精神医療学会,警察政策学会理事等を務める。

## 峰 ひろみ (刑事訴訟法・実務家教員)

### 1 法科大学院における教育活動 (首都大学東京法科大学院における担当講義)

平成21年度「模擬裁判」「刑事訴訟実務の基礎」「法曹倫理」「刑事訴訟法1」「刑事政策」平成22年度「模擬裁判」「刑事訴訟実務の基礎」「法曹倫理」「刑事訴訟法」「刑事政策」を担当。

### 2 研究活動 (過去5年間について)

#### (1) 著書,論文

著書として「ケースブック刑事訴訟法 第2版」「ケースブック刑法 第2版」(いず

れも、共著、平成20年4月、弘文堂)、「刑事訴訟実務の基礎」(共著、平成22年3月、弘文堂)。

論文として「危険運転致死傷罪(アルコール影響型)における故意についての一考察」(単著、平成21年8月「法学会雑誌」第50巻第1号113頁以下)「裁判員裁判における検察官と弁護士との関係」(単著、平成22年1月「法学会雑誌」第50巻第2号169頁以下)。

### 3 特記事項

日本刑法学会会員。

平成13年4月検事として任官し、東京地方検察庁、横浜地方検察庁等で捜査・公判に従事。平成19年3月退官。

眞鍋 美穂子(民事訴訟法・実務家教員)

### 1 法科大学院における教育活動(首都大学東京法科大学院における担当講義)

平成22年度「民事訴訟実務の基礎」「民事訴訟法総合2」を担当。

### 2 研究活動(過去5年間について)

#### (1) 主な著書、論文

新しい時代の民事司法(共著・商事法務・新築建物の取得をめぐる売買と請負の適用関係について担当・平成23年12月)、民事実務研究IV(共著・判例タイムズ社・管轄合意と移送申立てについて担当・平成23年7月)、和解・調停モデル文例集改訂増補【3版】(共著・新日本法規出版・平成23年2月)、会社法大系第4巻「組織再編・会社訴訟・会社非訟・解散・清算」(共著・青林書院・平成20年6月)等

### 3 特記事項

平成6年4月に任官し、裁判官としての経歴は17年に及ぶ。現在も東京地方裁判所判事として引き続き民事実務に従事。

## 我妻 学（民事訴訟法）

### 1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）

平成16年度「民事訴訟法1, 2」, 平成17年度・18年度「民事訴訟法1, 2」  
「民事法総合6」「債権回収法」, 平成19年度「民事訴訟法1, 2」「民事訴訟法総合  
2, 3」「債権回収法」, 平成20年度・平成21年度「民事訴訟法1, 2」「民事訴訟  
法総合1, 2」を担当。

### 2 研究活動（過去5年間について）

#### (1) 著書, 論文

著書として「法学講義民事訴訟法」（共著, 平成18年3月, 悠々社）「テキストブック民事  
執行法・保全法」（共著, 平成19年4月, 法律文化社）、小林秀之編・判例講義民事訴訟法  
〔第2版〕（共著、平成22年9月、悠々社）

論文・判例評釈等として、「フランスにおける医療紛争の新たな調停・補償制度」（単著, 平成  
18年1月, 「法学会雑誌」46巻2号49頁）「訴訟上の救助決定に対して, 訴訟の相手方当  
事者は, 即時抗告をすることができる」（単著, 平成18年2月, 「判例リマークス」32号1  
04頁）「立証をめぐる釈明義務の範囲」（単著, 平成18年2月, 「金融・商事判例」123  
3号6頁）「詐害行為の否認」（単著, 平成18年5月, 「倒産処理法制の理論と実務」242  
頁）「医療事故経過報告書の提出義務」（単著, 平成18年9月, 「医事法判例百選」42頁）「手  
形の譲渡担保権者の地位」（単著, 平成18年10月, 「倒産判例百選 第4版」104頁）「英  
国における差止訴訟と消費者団体」（単著, 平成18年10月, 「ジュリスト」1320号10  
4頁）「違法収集証拠」（単著, 平成18年12月, 「判例から学ぶ民事手続法」91頁）「民事  
法律扶助サービスの目的とその意義」（単著, 平成19年1月, 「市民と司法」303頁）「個  
別報告 医療紛争と裁判外紛争処理手続」（単著, 平成19年5月, 「仲裁とADR」2号90  
頁）「反訴請求債権を自働債権とし本訴請求債権を受働債権とする相殺の抗弁の可否」（単著,  
平成19年4月, 「金融・商事判例」1263号14頁）「破産管財人の職責と善管注意義務」  
（単著, 平成19年7月, 「取引法の変容と新たな展開」（川井健先生傘寿記念論文集）460  
頁）「イギリス（イングランド・ウェールズ）における法曹制度改革の試み」（単著, 平成19  
年7月, 「法の支配」146号60頁）「近時の医療紛争の諸問題」（単著, 平成19年11月,  
「いのちとくらし研究所報」21号15頁）「分娩に関する脳性麻痺に対する無過失補償制度」  
（単著, 平成19年12月, 「法学会雑誌」48巻2号79頁）「再生手続の廃止（民再19条,  
192条）」（共著, 平成19年12月, 「条解民事再生法 第2版」891頁）「金融機関が保  
有する文書に対する提出命令の範囲」（単著, 平成20年1月, 「金融・商事判例」1284号  
1頁）, 「裁判(所)および裁判外での交通事故紛争の解決」（単著, 平成20年4月, 塩崎勤＝  
小賀野晶＝島田一彦編・交通事故訴訟134頁）, 「民事法律扶助の意義と機能」（単著, 平  
成20年8月, 民事司法の法理と政策下（小島武司先生古稀記念論文集）256頁）, 「イギ  
リス(イングランド・ウェールズ)における法曹制度改革の試み」（単著, 平成21年1月, 「法  
学会雑誌」49巻2号29頁）, 「産科医療補償制度について」（単著, 平成21年8月, 石  
川明＝永田誠＝三上威彦「ボーダレス社会と法（ハルトヴィーク教授追悼記念論文集）  
信山社, 187頁」, 「入会集団の一部の構成員が訴えの提起に同調しない構成員を被告に

加えて構成員全員が訴訟当事者となる形式で第三者に対する入会権確認の訴えを提起することの許否（積極）」（単著、平成21年9月、法律のひろば62巻9号57頁）、「看護師に対する行政処分の動向と再教育」（単著、平成22年8月、看護賠償責任保険制度NEWS11号）、「最判平成22・3・16民集64巻2号498頁評釈」（単著、平成22年10月、法の支配159号103頁）、「引換え給付判決」（単著、平成22年10月、「民事訴訟法判例百選〔第4版〕」162頁）、「医学研究における医療情報の保護」（単著、平成23年2月、岩田太編「患者の権利と医療の安全」ミネルヴァ書店、173頁）

(2) 学会・研究会報告

平成18年7月、仲裁・ADR学会において、「医療紛争と裁判外紛争処理制度」のテーマで報告。

平成19年12月、司法アクセス学会において、シンポジウム「法テラスの挑戦－1年間の実践の経験から」のパネリストを務める。

平成22年3月15日、Sho Sato 日本法シンポジウム(UC Berkeley)において、「The Recent Issues of Medical Ethics and Law in Japan」のテーマで報告

3 特記事項

東京簡易裁判所司法委員、東京地方裁判所裁判所委員会委員（平成21年度まで）を務める。

「医療過誤訴訟の日米比較」（平成22年度フルブライト研究員プログラム：(Petrie-Flom Center, Harvard Law School で在外研究)

大杉 覚(行政学・都市行政論)

1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）

平成17年度「政治学入門」、平成18年度「政治学特殊授業3」、平成20年度「政治学特殊授業1」、平成21年度「政治学特集授業3」、平成22年度「政治学特殊授業1」を担当。

2 研究活動（過去5年間について）

(1) 著書、論文

著書として「実践 まちづくり読本」（共著、平成20年3月、公職研）。

論文として「日本における都市開発と規制改革：都市再生と東京の大都市ガバナンス」（単著、平成19年6月、「Global Competition and National Development, 2007」35頁）「住民と自治体－自治体経営への住民参加」（単著、平成19年7月、「分野別自治制度及びその運用に関する説明資料 No.1」2007年7月号1頁）「People and Local Government－Resident Participation in the Management of Local Governments」（単著、平成19年7月、「Papers on the Local Governance System and its Implementation

in Selected Fields in Japan」No.1, 1頁)「自治体の組織定数の新たな戦略と課題」(単著, 平成19年9月, 「地方財務」No.639, 1頁)「都市再生と東京の大都市ガバナンス」(単著, 平成19年9月, 「季刊 行政管理研究」No.119, 3頁)「市民参加と自治体パブリック・ビジネスの再構築」(単著, 平成19年12月, 「地方自治」721号2頁)「首都経営改革の源流—内務省昭和十年東京市行政監察を中心に(上)」(単著, 平成19年12月, 「法学会雑誌」48巻2号213頁)「分権時代における自治体の人事マネジメント改革(上)(下)」(単著, 「判例地方自治」No.302, 平成20年5月号, 100頁, No.303, 平成20年6月号91頁)「ごみ減量化施策における行政のコミットメントと条例の実効性」(単著, 日弁連法務研究財団編「法と実務」第7巻, 平成20年117頁)「分権一括法以降の分権改革の見取り図と今後の展望」(単著, 「都市問題」第100巻第8号, 平成21年8月号56頁)「「日本法の透明化」と行政学研究の射程」(単著「ジュリスト」平成22年2月15日, No.1394, 12頁)「都市自治体における行政の専門性確保:法曹有資格者の活用を手がかりに」(単著「都市とガバナンス」平成22年3月, 第13号72頁)「自治体人事マネジメントと職員の「専門性」」(単著, 平成22年4月『地方公務員月報』2頁)「「管理職のスタグフレーション」と組織マネジメント改革」(単著, 平成22年5月, 『都道府県展望』No.620(2010年5月号), 10頁)「人事行政研究の「実際化」と公務員制度改革～「ドイツ・イギリスにおける幹部国家公務員人事について」に参加して～」(単著, 平成23年2月, 『人事院月報』No.738, 10頁)「The Large City System of Japan」(単著, 平成23年3月, 「Papers on the Local Governance System and its implementation in Selected Fields in Japan」No.20, p.1)「日本の大都市制度」(単著, 平成23年3月, 『分野別自治制度及びその運用に関する説明資料No.20』財団法人自治体国際化協会(CLAIR), 政策研究大学院大学比較地方自治研究センター(COSLOG), 2011年3月, 1頁),

(2) 学会・研究会報告

韓国国際社会科学会において『日本における都市開発と規制改革:都市再生と東京の大都市ガバナンス』のテーマで報告。

3 特記事項

日本行政学会(事務局担当理事), 日本政治学会, 日本公共政策学会, 全国自治体学会に所属。

(財)日弁連法務研究財団「地方行政において期待される法曹の役割に関する研究」研究会主任を務める。

深津 健二(消費者法)

1 法科大学院における教育活動(首都大学東京法科大学院における担当講義)

平成17年度～平成22年度「消費者法」を担当。

2 研究活動（過去5年間について）

(1) 著書，論文

論文として「大型店規制と消費者の利益－「まちづくり三法」の制定と改正を契機として－」（単著，平成19年12月，「法学会雑誌」第48巻第2号119頁）、「消費者法の展開と権利＝法の実現－消費者及び消費者団体の役割を中心として－」（単著，平成23年1月，「法学会雑誌」第51巻第2号1頁）。

星 周一郎（刑法）

1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）

平成21年度～平成22年度「刑法1」を担当。

2 研究活動（過去5年間について）

(1) 著書，論文

著書として「アメリカ刑法（LexisNexis アメリカ法概説③）」（単著，平成20年6月，レクシスネクシス・ジャパン）「ケースブック刑法 第1版」「ケースブック刑事訴訟法 第1版」（いずれも，共著，平成19年3月，弘文堂）「ケースブック刑法 第2版」「ケースブック刑事訴訟法 第2版」（いずれも，共著，平成20年4月，弘文堂）「ケースブック刑法 第3版」（共著，平成22年3月，弘文堂）「刑法確認用語250」（共著，平成23年3月，成文堂）。

論文・判例評釈等として「刑法110条1項にいう『公共の危険』の意義」（単著，平成18年3月，「信州大学法学論集」6号425頁）「電気車往来危険罪における『往来の危険』の意義」（単著，平成18年12月，「信州大学法学論集」7号247頁）「警察官の職務権限」（単著，平成19年3月，「信州大学法学論集」8号155頁）「危険運転致死傷罪の実行行為性判断に関する一考察」（単著，平成19年12月，「信州大学法学論集」9号95頁）「公共の危険の認識」（単著，平成20年2月，「刑法判例百選II〔第6版〕」176頁）「略式命令に対する検察官の正式裁判請求」（単著，平成20年10月，「信州大学法学論集」11号237頁）「公共危険犯の現代的意義」（単著，平成21年2月，「刑法雑誌」48巻2号14頁）「無免許運転罪の故意」（単著，平成21年3月，「信州大学法学論集」12号141頁）「詐欺罪の機能と損害概念」（単著，平成21年12月，「研修」738号429頁）「アメリカにおける医療過誤に対する刑事法的対応」（単著，平成22年1月，「法学会雑誌」50巻2号187頁）「危険運転致死傷罪にいう赤色信号を『殊更に無視し』の意義」（単著，平成22年2月，「法学教室353別冊付録・判例セレクト2009〔I〕」32頁）「公共空間のサーベイランス(1)－英米における街頭防犯カメラ論・覚書－」（単著，平成22年7月，「法学会雑誌」51巻1号83頁）「写真撮影と防犯カメラの法的性質」（単著，平成22年11月，「警察学論集」63巻11号52頁）「危険運転致死傷罪における故意・過失の意義とその認定」（単著，平成22年12月，「刑事法ジャーナル」26号8頁）「英米における故意（殺意）の概念とその認定」（単著，平成2

3年1月、「法律時報」83巻1号102頁）「公共空間のサーベイランス(2) — 英米における街頭防犯カメラ論・覚書—」（単著，平成23年1月，『法学会雑誌』51巻2号147頁）。

(2) 学会・研究会報告

平成20年5月，日本刑法学会第86回大会において「公共危険犯の現代的意義」のテーマで報告。

平成22年11月，警察政策学会情報通信研究部会・情報技術犯罪対策部会において，「サイバー犯罪に係るアメリカ法」のテーマで報告。

3 特記事項

日本刑法学会会員。

警察政策学会会員。

長野県警察組織のあり方を考える懇話会委員，警察が設置する街頭防犯カメラシステムに関する研究会委員を務める。

森山 茂徳（比較政治）

1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）

平成22年度「政治学特殊授業2」を担当。

2 研究活動（過去5年間について）

(1) 著書，論文

著書（編集）として「大韓帝国の保護と併合」（平成24年刊行予定，東京大学出版会）

論文として，『『保護』から『併合』—日本の韓国『保護政治』の官僚制化—』（同上所収），「日本の対韓政策におけるロシア・アメリカ要素と韓国ナショナリズム—初代韓国統監伊藤博文の韓国保護政治と韓国社会の変化—」（平成24年2月刊行予定，慶応義塾大学 福沢研究センター「近代日本史研究」第28号），『『併合』と『自治』の間—伊藤博文の国際・韓国認識と『保護政治』—』（平成23年3月，東アジア近代史学会『東アジア近代史研究』第14号），「日本の韓国植民地化と韓国都市の変化—『保護政治期』を対象として」（平成20年9月，「法学会雑誌」第50巻 第1号）

(2) 学会・研究会報告

平成22年6月20日 東アジア近代史研究会 大会報告（国士舘大学）

平成22年8月29日 『日韓併合国家シンポジウム』主催（司会）（首都大学東京）

矢崎 淳司（商法）

1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）

平成16年度「民法法総合4」、平成17年度「民法法総合4」「法律学特論（企業法研究Ⅱ）」、平成19年度「商法総合3」、平成20年度「商法総合2」、平成21年度「商法総合2」、平成22年度「商法1、2」を担当。

2 研究活動（過去5年間について）

(1) 著書，論文

著書として「敵対的買収防衛策をめぐる法規制」（単著，平成19年7月，多賀出版）。

論文等として「イギリスにおける買収防衛策をめぐる規制」（単著，平成18年1月，「法学会雑誌」46巻2号277頁）「敵対的買収とコーポレート・ガバナンス」（単著，平成19年2月，「経営システム誌」16巻6号355頁），「わが国の企業買収法制構築に関する一考察」（単著，平成20年1月，「MARR（レコフ社）」171号20頁），「取締役会議事録の一部の謄写を許可した佐賀銀行取締役会議事録謄写申請事件」（単著，平成21年12月，「ビジネス法務」2010年2月号114頁）「四国銀行株主代表訴訟上告審判決：（平成二一年一月二七日最高裁第二小法廷判決）金融・商事判例一三三五号二〇頁」（単著，平成23年1月，「法学会雑誌」51巻2号287頁）

3 特記事項

日本私法学会会員

天野 晋介（労働法）

1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）

平成22年度「労働法」を担当。

2 研究活動（過去5年間について）

(1) 著書，論文

論文として「新しい通勤災害概念と諸問題」季刊労働法215号95頁（2006年）、「中小企業に対する不公正解雇法理の適用除外—オーストラリア—」季刊労働法224号123頁（2009年）、判例評釈・紹介として「併存組合下での一方組合に対する組合事務所貸与拒否と不当労働行為」労働法律旬報1698号19頁（2009年）、「オーストラリアにおける整理解雇規制—仕事選択法（Work Choice）制定前と制定後の動向について」日本労働研究雑誌608号120頁、共同著書として、山川・森戸編『判例サムアップ労働法』第8章（1）～（4）担当分・弘文堂（2011年）

桶舎 典哲（民法）

- 1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）  
平成17年度「民法5」「民事法総合2」、平成20年度「民法4、5」、平成21年度～平成22年度「民法4」を担当。
- 2 研究活動（過去5年間について）
  - (1) 著書，論文  
論文・判例評釈等として「アメリカにおける消費者金融の概要」（単著，平成17年8月，「法律時報」77巻9号55頁）「破産した借入人の破産管財人がした破産宣告後の未払い賃料等への敷金の合意充当と，敷金返還請求権に質権の設定を受けた質権者に対する破産管財人の注意義務」（単著，平成19年12月，「判例評論」586号39頁）。「金融機関に振り込まれた年金等の差押えと高齢者債務者に対する手続上の扶助——高齢者執行債務者における差押禁止債権の空洞化からの救済実現を求めて——」（単著，平成22年9月，『高齢化社会における法的諸問題（須永醇先生傘寿記念論文集）』203頁）

尾崎 悠一（商法）

- 1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）  
平成20年度～平成22年度「商法総合3」を担当。
- 2 研究活動（過去5年間について）
  - (1) 著書，論文  
論文として『『東京支店建築営業部長』の権限逸脱行為と会社の責任』（単著，平成17年9月，「ジュリスト」1296号164頁），「株主総会決議の欠缺と取締役への退職金の支払拒絶」（単著，平成18年6月，「ジュリスト」1314号152頁）「代表取締役による従業員の引抜き・顧客奪取と不法行為責任」（単著，平成21年4月，「ジュリスト」1377号84頁），「会社分割における会社の協議義務と労働関係の承継」（単著，平成22年2月，「ジュリスト」1394号105頁），「金融危機と役員報酬規制」（単著，平成22年12月，神作裕之責任編集・財団法人資本市場研究会編『金融危機後の資本市場法制』129頁），「取締役の法令遵守義務と第三者に対する責任—過払金返還請求権者に対する貸金業者代表取締役の責任」（単著，平成23年5月，「ジュリスト」1422号140頁）

門脇 雄貴 (行政法)

1 法科大学院における教育活動 (首都大学東京法科大学院における担当講義)

平成18年度「公法3」「地方自治法」、平成20年度「行政法1」、平成21年度「行政法」「行政法1」、平成22年度「行政法」「行政法1」「行政法総合2」を担当。

2 研究活動 (過去5年間について)

(1) 著書, 論文

論文・判例評釈等として、「ドイツにおける機関訴訟とその理論的基礎」(単著, 平成23年, 「比較法研究」72号200頁), 「補助職員の職務懈怠により生じた損害につき予算執行職員等が負うべき賠償責任の成否(判例評釈)」(単著, 平成22年, 「ジュリスト」1398号『平成21年度重要判例解説』64頁), 「大橋洋一著『都市空間制御の法理論』(有斐閣, 2008年)(書評)」(単著, 平成22年, 「都市政策研究」4号123頁), 「国家法人と機関人格(一)～(三・完)－機関訴訟論再構築のための覚書－」(単著, 平成19～21年, 「法学会雑誌」48巻2号269頁, 49巻1号233頁, 50巻1号141頁), 「Wolfgang Roth, Verwaltungsrrechtliche Organstreitigkeiten: Das subjektive Recht im innerorganisatorischen Verwaltungsrechtskreis und seine verwaltungsgerichtliche Geltendmachung (書評)」(単著, 平成18年, 「国家学会雑誌」109巻9・10号710頁)。

(2) 学会・研究会報告

平成20年6月, 比較法学会において報告(題目「ドイツにおける機関訴訟とその理論的基礎」), 平成21年11月, 行政判例研究会にて報告(題目「市政記者クラブに所属しない報道機関に対する議会傍聴不許可処分について」), 平成18年10月, 行政判例研究会において報告(題目「複数原告による取消訴訟の提起と訴額の算定」)。

3 特記事項

八王子市情報公開・個人情報保護審査会委員, 東京都建築審査会委員等を務める。

木村 草太 (憲法)

1 法科大学院における教育活動 (首都大学東京法科大学院における担当講義)

平成18年度「地方自治法」、平成19年度・平成20年度・平成21年度・平成22年度「憲法総合2」、及び平成21年度・平成22年度「情報法」・「公法総合演習」を担当。

2 研究活動 (過去5年間について)

(1) 著書, 論文

「Maltz, The Fourteenth Amendment and Law of the Constitution (書評)」(単著, 平成17年6月, 「国家学会雑誌」118巻5・6号671頁)「首相の神社参拝行為に関する違憲確認・差止・損害賠償請求が棄却ないし却下された事例」(単著, 平成17年9月, 「自治研究」81巻9号125頁)「東京都管理職試験最高裁大法廷判決」(単著, 平成19年2月, 「自治研究」83巻2号124頁)「法律と条令制定権の範囲」(単著, 平成19年3月, 「憲法判例百選II 第5版」484頁)「在外邦人選挙権剥奪に関する違法確認請求と国家賠償請求(行政法的考察)」(単著, 平成19年3月, 「法学協会雑誌」124巻6号234頁)「思想表現としての建築」(単著, 平成19年6月, 「建築ジャーナル」2007年6月号44頁)「公共建築における創造と正統性—邑楽町建築家集団訴訟の示唆」(単著, 平成19年12月, 「法学会雑誌」48巻2号299頁)「無限に連なる3LDK(75㎡)——ソフトローの二類型」(単著, 平成20年3月, 「ソフトロー研究」第11号121頁)「書評Christopher L. Eisgruber, Lawrence G. Sager, Religious Freedom And The Constitution(Harvard University Press)」(単著, 平成20年4月, 「国家学会雑誌」121巻3・4号233頁)『平等なき平等条項論』(単著, 平成20年7月, 東京大学出版会)「音楽専科教諭の『君が代』ピアノ伴奏拒否処分に対する戒告処分取消訴訟上告審判決」(単著, 平成20年12月, 自治研究84巻12号137頁)「関税込率法による写真集の輸入規制と憲法21条——メイプルソープ写真集税関検査事件(最判平成20・2・19)」(単著, 平成21年2月, 法学教室No. 342別冊付録判例セレクト2008・7頁)「地方自治の本旨」平成21年8月, 安西文雄他『憲法学の現代的論点(第二版)』有斐閣209頁)「国籍法三条一項に基づく届出国籍取得に関する区別と憲法一四一条一項」(単著, 平成22年2月, 法学協会雑誌127巻2号335-359頁)、「<国民>と<住民>——<基礎的自治体>の憲法論」(単著, 平成22年3月, 自治総研377号49-72頁)「表現内容規制と平等条項 自由権から<差別されない権利>へ」(単著, 平成22年5月, ジュリスト1400号96-102頁)「座談会 国家と文化」(共著, 平成22年7月, ジュリスト1405号147-169頁)「最高裁・国籍法違憲判決を考える 報告②」(単著, 平成22年10月, 憲法理論研究会編『憲法理論叢書⑱ 憲法学の未来』(敬文堂)163-174頁)「平等権——誰の何に関する何のための平等か」(平成22年10月, 長谷部恭男編『人権論の再定位第三巻 人権の射程』(法律文化社)3-24頁)、「第一章 憲法」(共著, 平成22年11月, 自治体法務検定委員会編『自治体法務検定公式テキスト基本法務編 平成23年度検定対応』(第一法規)17-62頁)、「空知太神社事件上告審判決」(単著, 平成23年4月, 自治研究第87巻第4号133-147頁)、『憲法の急所——権利論を組み立てる』(単著, 平成23年7月, 羽鳥書店)

3 特記事項

日本公法学会、全国憲法研究会、憲法理論研究会会員。

平成16年9月, 公法学会(平成15年開催)第一部会討論要旨をまとめ, 「公法研究」

誌のための原稿準備作業に従事（「公法研究」66号所収）。平成21年全国憲法研究会企画委員、平成21年より平成23年まで全国憲法研究会事務局員。

谷口 功一（法哲学）

- 1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）  
平成17年度～平成22年度「法哲学」を担当。
- 2 研究活動（過去5年間について）
  - (1) 著書，論文  
著書としては、以下。
    1. 谷口功一（2006）「立法過程における党派性と公共性」『公共性の法哲学』ナカニシヤ出版論文としては、以下。
    1. 谷口功一（2004）「「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の立法過程に関する一考察」『法哲学年報 2003：ジェンダー、セクシュアリティと法』有斐閣
    2. 谷口功一（2007）「法哲学の立場から」『アメリカ法』2007-1、有斐閣
    3. 谷口功一（2008）「議会における立法者、その人間学的基礎」『ジュリスト』No.1285、有斐閣
    4. 谷口功一（2009）「ショッピングモールの法哲学：「市場」と「共同体」再考」『RATIO』06号、講談社
    5. 谷口功一（2009）「国家と故郷のあわい／断片」『理想』[特集：国家論への寄与]、理想社
    6. 谷口功一（2009）「市民的公共性の神話／現実、そして」『岩波講座哲学（10）』岩波書店
    7. 谷口功一（2009）「「立法に対する経済的影響」について」『法哲学年報 2008：法学と経済学』有斐閣
- 3 特記事項  
日本法哲学会企画委員（2010年度分）、及び実施委員（2009年度分）。  
経済産業省オルタナティブ・ビジョン研究会委員  
東京財団仮想制度研究所（VCASI）フェロー

堤 健智（民法）

- 1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）  
平成21年度「民法総合1（旧）」、平成22年度「民法演習」を担当。

## 2 研究活動

### (1) 主な著書・論文

論文・判例評釈等として「少年団員の不法行為と団長の損害賠償責任」(単著、平成22年1月、「法学会雑誌」50巻2号395頁)。

## 3 特記事項

日本私法学会会員

## 山神 清和 (知的財産法)

### 1 法科大学院における教育活動 (首都大学東京法科大学院における担当講義)

平成17年度「法情報調査「法律学特論(著作権法)」,平成18年度「法情報調査」「著作権法」,平成19年度～平成20年度「法情報調査」,平成19年度～平成22年度「知的財産法1,2」を担当。

### 2 研究活動 (過去5年間について)

#### (1) 著書,論文

論文等として「ソフトウェア特許と間接侵害——太郎事件控訴審を素材に——」(単著,平成18年2月,「知財管理」56巻2号195頁)「財団法人ソフトウェア情報センター2006年度版」(単著,平成19年4月,「財団法人ソフトウェア情報センター2007年度版報告書」23頁)「類似性・混同」(単著,平成19年11月,「商標・意匠・不正競争判例百選」)『電子内容証明』制度」(単著,平成20年3月,「Q&A インターネットの法務と税務 2008年版補訂」1097頁)「CD等の楽曲を自己の携帯電話で聴くことのできる「MYUTA」という名称のサービスの提供が、音楽著作物の著作権者の複製権及び自動公衆送信権を侵害するとされた事例 ——MYUTA事件判決」(単著,平成20年6月,判例評論591号39-43頁)「ソフトウェア特許に関する米国特許法271条(f)の域外適用」(単著,平成20年9月,法学会雑誌49巻1号405-429頁)「特許法の保護の対象としてのコンピュータ・ソフトウェア関連発明(知財高判平成20年6月24日)」(単著,平成21年4月,ジュリスト1376号(平成20年度重要判例解説)309-310頁)「アルゴリズムの保護と発明の概念——「ビットの集まりの短縮表現を生成する方法」判決の批判的検討——」(単著,平成21年6月,AI P P I 54巻8号18-32頁)「共有著作権と正当理由(1)」(単著,平成21年9月,『著作権法判例百選 [第4版]』75事件)「IT ビジネス法入門」(共著,平成22年9月,TAC出版)「ビジネス方法の特許適格性」(単著,平成23年2月,「知財研フォーラム」84号3-10頁)。

#### (2) 学会・研究会報告

平成20年2月,DCAJシンポジウム「著作権リフォーム—コンテンツの創造・保護・活用の好循環の実現に向けて—」において,報告及びパネルディスカッション参加。

3 特記事項

財団法人ソフトウェア情報センターソフトウェア特許委員会委員，財団法人デジタルコンテンツ協会法的问题検討委員会委員等を務める。クリエイティブ・コモンズ監事。